

時間外選定療養費について

当院の時間外における救急外来は、重篤で緊急性を要する患者さんを対象として診療を行っております。

緊急性を要しない患者さんが時間外受診された際は、通常の保険診療費に加えて、「時間外選定療養費」(自費)をご負担いただきます。

金額 7,700円(税込)

対象時間帯 平日 17:30～翌日 8:45

土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) 終日

以下の場合『時間外選定療養費』の対象外となります

- ・医師の指示により時間外受診となった場合
- ・医師の指示により入院となった場合
- ・他の医療機関から救急外来受診のため紹介有りの場合
- ・当院で継続診療中の傷病の症状増悪により、時間外受診の必要があった場合
- ・搬送受け入れ時点では救急患者の症状について緊急性があり、当院で受け入れが必要であったと医師が判断した場合
- ・年齢が15歳未満の場合
- ・各種公費負担制度の受給対象の方 等

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年10月1日改正



長崎県島原病院